

平成19年8月10日

実績評価書及び実績評価書要旨の公表について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づき、厚生労働省において実施している施策について、政策体系上の施策目標ごとに、前年度実績等をもとに40件の実績評価書を作成したので、本日付けで総務省あて送付するとともに、公表します。

別添として、①平成19年度実績評価書の概要、②実績評価書要旨、③実績評価書の見方を添付しています。

実績評価書要旨については、今年度から、総務省が全府省共通様式として提示したものを活用しています。

実績評価書については、上記①、②、③とともに、厚生労働省ホームページに掲載しております（<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html>）。なお、上記の照会先においても閲覧が可能です。

平成19年度実績評価書の概要

- 71の施策目標（枝）のうち、40について実績評価書を作成しており、このうち25を重点評価課題として位置付けている。
- 40の実績評価書の評価結果分類は、以下のとおり。

評価結果分類

1 施策目標を達成した	・・・	1件
2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける	・・・	37件
3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する	・・・	2件
		(内訳)
i 組織体制の見直しの検討		
ii 予算の見直しの検討	・・・	1件
iii 事務事業の新設の検討		
iv その他	・・・	1件
4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する	・・・	0件

- 40件中37件が「2」に分類されており、全体的に、それぞれの施策の目標達成に向けて進展しているとの評価結果となった。
- 「3」に分類された2件については、必要な措置を講ずることとしている。
 - 〔 3 ii → I-12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること 〕
 - 〔 3 iv → I-3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること 〕
- なお、「1」に分類された1件についても、目標達成後も引き続き各種事業に取り組むこととしている。
 - 〔 → III-4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること 〕
- 詳細は、実績評価書及び実績評価書要旨を参照。

※ 実績評価書を作成しない施策目標（枝）については、指標の測定のみを行うモニタリングを実施している。

※ すべての指標について達成水準を設定しており、かつ、それらをすべて達成した場合のみ、1に分類することとしている。

※ 予算の見直し等を行う施策であっても、施策目標の達成に向けて進展しているものについては、2に分類することとしている。

(参考) 評価結果分類の整理

「1 施策目標を達成した」について

- すべての指標（施策目標に係る指標、個別目標に係る指標。以下同じ。）について達成水準を設定しており、かつ、それらを達成した場合に該当

→ 該当：1件

Ⅲ-4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

- ・ すべての指標の達成水準を達成しているが、今後も、各種事業を行っていく必要があることから、以下のとおり補足説明を記載。

「※ ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。」

「2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける」及び

「3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する

i 組織体制の見直しの検討

ii 予算の見直しの検討

iii 事務事業の新設の検討

iv その他

」 について

- 設定した指標における達成水準の設定の有無にかかわらず、施策全体として各指標の状況を総合的に勘案して、施策目標の達成に向けて進展していると判断した場合は2、施策目標の達成に向けて進展してはいえないと判断した場合又は評価時点において判断できない場合は3とし、3の場合は、見直しの内容によりi～ivに分類する。

→ 3に該当：2件

【ii 予算の見直しの検討】

I-12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

- ・ 設定した指標について、目標の達成に向けて進展しているものがある一方で、悪化しているものも多く見られるため、施策全体として目標の達成に向けて進展してはいえないものと判断。以下のとおり予算の見直しについて記載。

「※ 平成20年度からの健やか生活習慣国民運動（仮称）の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しを検討」

【iv その他】

I-3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

- ・ 施策目標を達成するために、「統合系医療情報システムの普及率」について、医療機関の機能、規模、特性等を考慮した評価指標を平成19年度までに開発した上で評価を行うものである。
- ・ 評価時点において、すべての指標を設定していないものであり、「3」の「ivその他」とする整理（一部の指標のみを設定していないものについては、「3」の「ivその他」とする整理とはしていない）とし、以下のとおり記載。

「※ 医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標を平成19年度までに開発した上で、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどの導入する」

「4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する」について

- そもそも施策目標・個別目標の達成水準の設定に問題があると判断し、その見直しを検討することとした場合に該当
→ 平成19年度は該当なし。

平成19年度実績評価書要旨

平成19年8月
厚生労働省政策統括官付政策評価官室

目次

基本目標Ⅰ	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	… 1
施策目標 1-1	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること（重点評価課題）	
施策目標 2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（重点評価課題）	
施策目標 3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること（重点評価課題）	
施策目標 4-1	政策医療を向上・均てん化させること	
施策目標 5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること（重点評価課題）	
施策目標 6-3	医薬品の適正使用を推進すること	
施策目標 8-1	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること（重点評価課題）	
施策目標 9-1	バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること（重点評価課題）	
施策目標 11-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること（重点評価課題）	
施策目標 12-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	
施策目標 12-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること（重点評価課題）	
施策目標 13-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	
基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	… 13
施策目標 1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（重点評価課題）	
基本目標Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	… 15
施策目標 1-1	法定労働条件の確保・改善を図ること（重点評価課題）	
施策目標 2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	
施策目標 3-1	労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	
施策目標 4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること（重点評価課題）	
施策目標 7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること	
基本目標Ⅳ	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	… 22
施策目標 1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること（重点評価課題）	
施策目標 2-1	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること	
施策目標 3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（重点評価課題）	
基本目標Ⅴ	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	… 34
施策目標 2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること（重点評価課題）	
施策目標 2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事（重点評価課題）	
基本目標Ⅵ	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること	… 36
施策目標 1-1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（重点評価課題）	
施策目標 2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（重点評価課題）	
施策目標 2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（重点評価課題）	
施策目標 2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（重点評価課題）	
施策目標 2-4	子育て家庭の生活の安定を図ること（重点評価課題）	
施策目標 3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること（重点評価課題）	
施策目標 4-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	
施策目標 5-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること（重点評価課題）	

基本目標Ⅶ	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	… 48
施策目標 2-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	
施策目標 3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	
施策目標 3-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	
基本目標Ⅷ	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	… 51
施策目標 1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（重点評価課題）	
基本目標Ⅸ	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	… 52
施策目標 1-1	公的年金制度の持続可能性を確保すること（重点評価課題）	
施策目標 3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（重点評価課題）	
基本目標Ⅹ	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること	… 55
施策目標 1-1	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	
基本目標ⅩⅠ	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること	… 56
施策目標 2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること（重点評価課題）	
基本目標ⅩⅡ	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること	… 57
施策目標 1-1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること（個別目標1に係る部分）	

※ 実績評価書要旨の「施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等」欄の「（評価結果の分類）」は、実績評価書における下記の「評価結果分類」を記載している。

- 1 施策目標を達成した
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
医政局指導課

評価実施時期：平成 19年 8 月

<p>施策名</p>	<p>日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること</p> <p>(I-1-1)</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>医療計画制度を通じ、日常医療圏の中で必要な医療が提供できる体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。</p> <p>また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院等の数が増加し、救命救急センターの数等も増加している等、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="352 1256 1374 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="352 1256 791 1312">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th data-bbox="791 1312 908 1335">H14</th> <th data-bbox="908 1312 1024 1335">H15</th> <th data-bbox="1024 1312 1141 1335">H16</th> <th data-bbox="1141 1312 1257 1335">H17</th> <th data-bbox="1257 1312 1374 1335">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1335 384 1435">1</td> <td data-bbox="384 1335 791 1435">平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)</td> <td data-bbox="791 1335 908 1435">—</td> <td data-bbox="908 1335 1024 1435">—</td> <td data-bbox="1024 1335 1141 1435">—</td> <td data-bbox="1141 1335 1257 1435">—</td> <td data-bbox="1257 1335 1374 1435">—</td> </tr> <tr> <td colspan="7" data-bbox="352 1435 1374 1514">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> </tbody> </table>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)	—	—	—	—	—	(調査名・資料出所、備考)						
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																					
1	平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)	—	—	—	—	—																					
(調査名・資料出所、備考)																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「医療や介護については、政策の重点を予防に移し、より長く、元気に生活を楽しめるよう、「新健康フロンティア戦略」を年度内を目標に策定します。レセプトの電子化などにより、医療費の適正化に努めるとともに、地域における小児科や産科の医師の確保、救急医療体制の整備など、安心な地域医療を確立します。」</p>																								

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
医政局医事課

評価実施時期：平成 19年 8 月

施策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること (I-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること																																		
施策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の認定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 医療従事者が着実に増加しており、今後の医療需要に見合った医療従事者の確保が進んでいることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 その一方で、地域や診療科によっては医師の確保が困難な場合もあり、平成18年8月に総務省・文部科学省とともに新医師確保総合対策をとりまとめ、特に医師不足が深刻な10県において、最大10人、最大10年間に限り、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認するなど医師確保対策に取り組んでいるところであり、施策目標の達成に向けて進展があったものと考えられる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left; padding: 2px;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 10%;">H14</th> <th style="width: 10%;">H15</th> <th style="width: 10%;">H16</th> <th style="width: 10%;">H17</th> <th style="width: 10%;">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>就業医師数(単位:人)(一)</td> <td style="text-align: center;">249,574</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">256,668</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>就業女性医師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">38,810</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">42,040</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>就業看護師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">740,375</td> <td style="text-align: center;">772,407</td> <td style="text-align: center;">797,233</td> <td style="text-align: center;">822,913</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(調査名・資料出所・備考) ・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。なお、平成18年は現在集計中であり、平成19年12月に確定値等公表予定。 ・ 指標3は、医政局看護課調べによる。なお、平成18年は現在集計中であり、平成19年12月に確定値等公表予定。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	就業医師数(単位:人)(一)	249,574	—	256,668	—	集計中	2	就業女性医師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	38,810	—	42,040	—	集計中	3	就業看護師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	740,375	772,407	797,233	822,913	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																				
		H14	H15	H16	H17	H18																														
1	就業医師数(単位:人)(一)	249,574	—	256,668	—	集計中																														
2	就業女性医師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	38,810	—	42,040	—	集計中																														
3	就業看護師数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	740,375	772,407	797,233	822,913	集計中																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																	

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名:

医政局研究開発振興課医療機器・情報室

評価実施時期:平成 19年 8 月

施策名	医療情報化インフラの普及を推進すること		政策体系上の位置付け																							
	(I-3-1)		基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること																							
施策の概要	医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 医療分野のIT化については、医療用語・コードの標準化等の施策により推進を図っていると評価できる。今後も引き続き標準化等に取り組んでいくとともに、医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発することとしており、それを踏まえた上で本政策目標の評価を適切に行うこととしている。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けた見直しを検討する (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発した上で、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する)																									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:5%;">1</td> <td style="width:45%;"> 統合系医療情報システムの普及率 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発する。それを踏まえ、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は平成20年度まで、400床未満は平成22年度まで。)) </td> <td style="width:10%; text-align:center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align:left;">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> </tbody> </table>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	統合系医療情報システムの普及率 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発する。それを踏まえ、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は平成20年度まで、400床未満は平成22年度まで。))	—	—	—	—	—	(調査名・資料出所、備考)					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	統合系医療情報システムの普及率 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を平成19年度末までに開発する。それを踏まえ、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は平成20年度まで、400床未満は平成22年度まで。))	—	—	—	—	—																				
(調査名・資料出所、備考)																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																							
	IT新改革戦略 (IT戦略本部)	平成18年1月																								
	重点計画2006 (IT戦略本部)	平成18年7月																								

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
医政局国立病院課

評価実施時期：平成 19年 8 月

施策名	政策医療を向上・均てん化させること		政策体系上の位置付け																							
	(I-4-1)		基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること																							
施策の概要	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）については、医療政策における国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）の位置付けを踏まえ、各分野ごとに、施設の有する機能に応じて、診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、効率的かつ効果的な政策医療の開発・確立を図る。																									
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 高度先駆的な医療技術を開発・普及し、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化させるため、多数の論文数の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取組を行っているところである。発表論文等を通じて、研究開発された成果を均てん化していくこと等により、高度先駆的な医療技術の普及が効率的かつ効果的に図られており、平成18年度においては、論文発表数は前年より減ったものの前々年以前と比べ増加傾向であり、ホームページへの年間アクセス数についても前年より大幅に増加するなど、施策目標をほぼ達成したものと評価できる。																									
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（単位：件数） （対前年度増/毎年度）</td> <td>2,674</td> <td>2,829</td> <td>2,658</td> <td>2,963</td> <td>2,961</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ホームページへの年間アクセス数 （単位：件数） （対前年度増/毎年度）</td> <td>3,164,523</td> <td>4,288,792</td> <td>5,976,502</td> <td>7,037,146</td> <td>18,337,788</td> </tr> </tbody> </table> (調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び指標2については、医政局国立病院課調べ。						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（単位：件数） （対前年度増/毎年度）	2,674	2,829	2,658	2,963	2,961	2	ホームページへの年間アクセス数 （単位：件数） （対前年度増/毎年度）	3,164,523	4,288,792	5,976,502	7,037,146
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（単位：件数） （対前年度増/毎年度）	2,674	2,829	2,658	2,963	2,961																				
2	ホームページへの年間アクセス数 （単位：件数） （対前年度増/毎年度）	3,164,523	4,288,792	5,976,502	7,037,146	18,337,788																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																							

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名:

健康局結核感染症課

評価実施時期:平成 19年 8月

<p>施策名</p>	<p>感染症の発生の予防・まん延の防止を図ること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>(I-5-1)</p>																																						
<p>施策の概要</p>	<p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p>																																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になること等により、更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。 病原体等については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、提出状況等を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="414 1321 1276 1881"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/ 平成22年度)</td> <td>25.8</td> <td>24.8</td> <td>23.3</td> <td>22.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">予防接種の接種率(単位:%) (おおむね9.5%/毎年度)</td> <td>麻疹</td> <td>101.8%</td> <td>102.4%</td> <td>93.7%</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>風疹</td> <td>96.4%</td> <td>100.3%</td> <td>98.1%</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「結核の統計2006」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成18年の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。 ・ 指標2については、平成19年6月から実施されるものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。 ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成17年度分は、平成19年9月公表予定であり、平成18年度分は平成20年9月公表予定である。</p> <p>※ 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/ 平成22年度)	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中	2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	-	-	3	予防接種の接種率(単位:%) (おおむね9.5%/毎年度)	麻疹	101.8%	102.4%	93.7%	集計中	集計中	風疹	96.4%	100.3%	98.1%	集計中	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																		
1	結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/ 平成22年度)	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中																																		
2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	-	-																																		
3	予防接種の接種率(単位:%) (おおむね9.5%/毎年度)	麻疹	101.8%	102.4%	93.7%	集計中	集計中																																	
		風疹	96.4%	100.3%	98.1%	集計中	集計中																																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																					

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 19年 8 月 担当部局名：
医薬食品局総務課

施策名	医薬品の適正使用を推進すること (I-6-3)	政策体系上の位置付け 基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																					
施策の概要	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにするためには、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を提供することが重要である。その実効性を確保することを目的として、薬局機能の強化による医薬分業の推進、薬剤師研修の充実、医薬品の適正使用の普及啓発等を行う。																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>医薬品の適正使用の推進に係る施策については、公報を通じた全国的な啓発等の結果、全国的な医薬分業率の上昇、研修・講習会等受講者数の増加等にみられるように、順調に進展していると評価できる。</p> <p>また、平成18年の薬事法一部改正において、医薬品等の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることを盛り込み、一層の普及啓発を推進することとした。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">医薬分業率(全国・地域別)(単位；%) (一)</td> <td style="width: 10%;">48.8</td> <td style="width: 10%;">51.6</td> <td style="width: 10%;">53.8</td> <td style="width: 10%;">54.1</td> <td style="width: 10%;">集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>研修・講習会等受講者数(延べ)(単位；人) (一)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7,458</td> <td>31,678</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、(社)日本薬剤師会の調べによるが、平成18年度の数値は、平成19年9月頃に公表予定である。数値は全国平均。地域別については別添参照。 ・ 指標2は、(財)日本薬剤師研修センター及び(社)日本病院薬剤師会の調べによる。数値は、指導薬剤師養成研修及びがん専門薬剤師研修の合算。なお、本指標は平成17年度から開始した新規事務事業の数値を掲げているため、平成16年度以前の数値は集計不可。 		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	医薬分業率(全国・地域別)(単位；%) (一)	48.8	51.6	53.8	54.1	集計中	2	研修・講習会等受講者数(延べ)(単位；人) (一)	—	—	—	7,458	31,678
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																	
1	医薬分業率(全国・地域別)(単位；%) (一)	48.8	51.6	53.8	54.1	集計中																	
2	研修・講習会等受講者数(延べ)(単位；人) (一)	—	—	—	7,458	31,678																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																				

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
医薬食品局血液対策課

評価実施時期：平成 19年 8 月

<p>施策名</p>	<p>希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること</p> <p>(I-8-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること</p>																	
<p>施策の概要</p>	<p>コレラ等伝染病等は、発生の予測ができず、また、ワクチンについては、製造に長期間を要する反面、有効期間が短いものが多い等の実情にあることから、コレラワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会による需要予測により、インフルエンザワクチンの国内需給安定化を図っている。また、新型インフルエンザワクチンについては、製造株としての適格性等を判断し、新型インフルエンザワクチン製造株の開発・製造及び試作ワクチンの品質管理検査を国立感染症研究所において行っている。</p>																		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>各種ワクチンについて、必要に応じて毎年度計画的にコレラワクチン等の国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応がとられており、安定した供給を確保していると評価できる。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により、毎年度需給対策を図っているところであり、必要なワクチンが確保されていると評価できる。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策については、ワクチン株を作製する必要があるが、生産及び供給できるようにするためには長期間を要することから、複数種類のH5N1型のワクチン株をあらかじめ用意し、流行株と性質が似たものをすぐに使用できる体制を構築していることから、新型インフルエンザ対策への迅速な対応に大変有効であると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="375 1460 1388 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コレラワクチン等の供給量(単位:本) (都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量/毎年度)</td> <td>104</td> <td>257</td> <td>52</td> <td>143</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、都道府県から提出された供給申請書に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)による。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	コレラワクチン等の供給量(単位:本) (都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量/毎年度)	104	257	52	143	53
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18													
1	コレラワクチン等の供給量(単位:本) (都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量/毎年度)	104	257	52	143	53													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
医政局研究開発振興課

評価実施時期：平成 19年 8 月

<p>施策名</p>	<p>バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること</p> <p>(I-9-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>																											
<p>施策の概要</p>		<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 治癒率やQOL (quality of life (生活の質))を向上させるための画期的医薬品の実用化に向けては、治験を含む臨床研究が不可欠である。治験が主に海外で実施され、国内の医療機関では実施されないという治験の空洞化等の問題を抱える我が国において、企業単独では実施の困難なCRCの養成等、臨床研究のための基盤整備を実施してきている。 基礎研究においても、日米のライフサイエンス研究予算は日本3,471億円(平成18年度、内閣府調べによる)に対し米国28,600百万ドル=3兆円(平成18年度、NIH(米国衛生研究所)のホームページより)と10倍程度の差はあるが、資源配分を重点化するなどの対応により、創薬シーズ(医薬品や医療機器の候補となる要素)が、臨床研究への応用に進展している等の成果が着実に得られつつある。臨床研究や治験の基盤整備が今後進展することにより、これら最新の技術を応用した医薬品等の実用化に一定の効果が生ずることが期待できる。 このような取組の結果、新医薬品・医療機器の承認取得件数は増加傾向にあり、また治験届出数も平成13年度以降増加傾向にあることから、実績目標の達成に向けて、進展があったものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1424 1302 1608"> <tr> <td colspan="6"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1 治験届出数(単位:件) (前年度以上/毎年度)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>56</td> <td>96</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、医薬食品局審査管理課調べによる。(初回届出数)</p> </td> </tr> </table>					<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p>							H14	H15	H16	H17	H18	1 治験届出数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	60	60	56	96	105	<p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、医薬食品局審査管理課調べによる。(初回届出数)</p>					
<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p>																													
	H14	H15	H16	H17	H18																								
1 治験届出数(単位:件) (前年度以上/毎年度)	60	60	56	96	105																								
<p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、医薬食品局審査管理課調べによる。(初回届出数)</p>																													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																										
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002</p>		<p>平成14年6月</p>	<p>平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」の柱となる技術力戦略に記載される内容の事業が主体となっている。</p>																										

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名: 保険局総務課
 保険課
 国民健康保険課
 保険システム高度化推進室

評価実施時期: 平成19年8月

施策名	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること (I-11-1)		政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 1 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること																																													
	国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。																																															
施策の概要	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 市町村国保の保険者数の減少は市町村合併によるもの、健保組合の保険者数及び健保組合加入者数の減少と国保加入者数の増加は、近年の経済状況を反映したものと考えられる。 また、国民健康保険の保険料(税)の収納率については、平成17年2月に全国の市町村に対して収納対策緊急プランの策定を依頼し、市町村が収納対策に積極的に取り組んだ結果、平成17年度においては、現在集計中ではあるが、全国平均で平成7年度以来10年ぶりに上昇する見込み(速報値で91.26%)であり、評価できるものである。 国民の安心の基盤である国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり経済、財政とバランスのとれ、持続可能な制度が構築されるよう、引き続き医療保険制度改革に取り組んでいく必要がある。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各医療保険制度別の保険者数及び加入者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>保険者数(健保組合)(単位: 保険者) (-)</td> <td>1,674</td> <td>1,622</td> <td>1,584</td> <td>1,561</td> <td>1,541</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険者数(市町村国保・国保組合)(単位: 保険者) (-)</td> <td>3,390</td> <td>3,310</td> <td>2,697</td> <td>2,001</td> <td>1,983</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>加入者数(健保組合)(単位: 人) (-)</td> <td>30,568,233</td> <td>30,143,659</td> <td>29,989,650</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>加入者数(市町村国保・国保組合)(単位: 人) (-)</td> <td>50,296,678</td> <td>51,235,980</td> <td>51,578,554</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、健康保険組合連合会調べによる。 ・指標2は、保険局国民健康保険課調べによる。 ・指標3は、健康保険組合連合会調べによるが、平成17年度及び18年度の数値は集計中であり、平成17年度については平成19年12月に、平成18年度については平成20年12月に公表予定。 ・指標4は、保険局調査課調べによるが、平成17年度及び平成18年度の数値は集計中であり、平成17年度については平成19年8月に、平成18年度については20年8月に公表予定。</p>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	各医療保険制度別の保険者数及び加入者数							1	保険者数(健保組合)(単位: 保険者) (-)	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541	2	保険者数(市町村国保・国保組合)(単位: 保険者) (-)	3,390	3,310	2,697	2,001	1,983	3	加入者数(健保組合)(単位: 人) (-)	30,568,233	30,143,659	29,989,650	集計中	集計中	4	加入者数(市町村国保・国保組合)(単位: 人) (-)	50,296,678	51,235,980	51,578,554	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																										
各医療保険制度別の保険者数及び加入者数																																																
1	保険者数(健保組合)(単位: 保険者) (-)	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541																																										
2	保険者数(市町村国保・国保組合)(単位: 保険者) (-)	3,390	3,310	2,697	2,001	1,983																																										
3	加入者数(健保組合)(単位: 人) (-)	30,568,233	30,143,659	29,989,650	集計中	集計中																																										
4	加入者数(市町村国保・国保組合)(単位: 人) (-)	50,296,678	51,235,980	51,578,554	集計中	集計中																																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																													
	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	レセプトの電子化などにより、医療費の適正化に努める																																													

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
健康局総務課地域保健室

評価実施時期：平成 19年 8月

<p>施策名</p>	<p>地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること</p> <p>(I-12-1)</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p>																							
<p>施策の概要</p>	<p>地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。</p>																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>保健師未設置又は1人設置市町村は年々解消してきている等、保健師等の専門職の計画的な動員により地域保健従事者の確保が進展していると評価できる。また、研修等により地域保健従事者の人材育成が進んでおり、地域住民の健康の保持、増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保が着実に図られていると評価できる。</p> <p>引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため、これらの取組みを進めることが重要である。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 1169 1305 1527"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>保健師未設置又は1人設置市町村数(単位:市町村数) (0ヶ所/平成23年度)</td> <td>116</td> <td>119</td> <td>73</td> <td>47</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保健所等における専門職の人数 (単位:人数) (一) ※「保健所等における専門職」とは、医師、保健師、管理栄養士等。 (調査名・資料出所、備考)</td> <td>61,116</td> <td>61,063</td> <td>57,023</td> <td>57,170</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 指標1及び2は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)による。 ・ 平成18年度の数値は現在集計中であり、平成20年3月に公表予定である。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	保健師未設置又は1人設置市町村数(単位:市町村数) (0ヶ所/平成23年度)	116	119	73	47	集計中	2	保健所等における専門職の人数 (単位:人数) (一) ※「保健所等における専門職」とは、医師、保健師、管理栄養士等。 (調査名・資料出所、備考)	61,116	61,063	57,023	57,170	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	保健師未設置又は1人設置市町村数(単位:市町村数) (0ヶ所/平成23年度)	116	119	73	47	集計中																				
2	保健所等における専門職の人数 (単位:人数) (一) ※「保健所等における専門職」とは、医師、保健師、管理栄養士等。 (調査名・資料出所、備考)	61,116	61,063	57,023	57,170	集計中																				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																							

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：健康局総務課生活習慣病対策室
 評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p> <p>(I-12-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p>																																					
<p>施策の概要</p>	<p>すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。</p>																																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会)によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。</p> <p>このことから、今後は、同報告書を踏まえ、平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しも含め検討し、国民の健康づくりに対する意識の高まりを、具体的な行動変容に結びつけるための施策を進めていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けた見直しを検討する(予算の見直しの検討)</p> <p>※平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しを検討</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1330 1257 1912"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男性 (10%/平成24年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,400万人*</td> <td>1,350万人*</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性 (10%/平成24年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>560万人*</td> <td>550万人*</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)</td> <td>740</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による。平成18年度の数値は現在集計中であり、平成20年5月頃に公表予定である。 メタボリックシンドロームの該当者・予備群は平成16年より調査。 <p>*参考値</p> <p>本指標の対象者数は、平成20年度から新たに実施される特定健康診査により把握が可能となり、平成24年度に平成20年度比で10%の減少を目標としている(健康日本21の指標を引用)。平成16~19年度の数値は、国民健康・栄養調査による推計値のため参考値扱いとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2は、糖尿病実態調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による。5年毎の調査のため、平成14年のみ把握可能。 <p>(参考・健康日本21策定時の値)</p> <p>指標2 平成9年度 690万人</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)						男性 (10%/平成24年度)	-	-	1,400万人*	1,350万人*	集計中		女性 (10%/平成24年度)	-	-	560万人*	550万人*	集計中	2	糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)	740	-	-	-	
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																	
1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)																																						
	男性 (10%/平成24年度)	-	-	1,400万人*	1,350万人*	集計中																																	
	女性 (10%/平成24年度)	-	-	560万人*	550万人*	集計中																																	
2	糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)	740	-	-	-																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																				

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

施策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること <div style="text-align: right;">(I-13-1)</div>	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 3 健康危機管理を推進すること																																			
施策の概要	公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機体制を整備する。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成18年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況をみると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)</td> <td style="width: 10%;">24</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)</td> <td>305</td> <td>6,272</td> <td>10,278</td> <td>15,309</td> <td>30,287</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)</td> <td>343</td> <td>260</td> <td>291</td> <td>285</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標3及び4は、国立保健医療科学院の調べによる。 ・備考：全ての指標は、実績数を記載している。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)	24	24	24	24	24	2	健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)	2	2	3	2	1	3	健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)	305	6,272	10,278	15,309	30,287	4	健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)	343	260	291	285	232
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																															
1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)	24	24	24	24	24																															
2	健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)	2	2	3	2	1																															
3	健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)	305	6,272	10,278	15,309	30,287																															
4	健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)	343	260	291	285	232																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																		

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成 19年 8 月

施策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること <div style="text-align: right;">(Ⅱ-1-1)</div>	<div style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</div> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること
施策の概要	食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>大規模食中毒(食中毒患者数500名以上)については、過去(平成13年から17年)5年間の平均件数は2.2件であるが、平成18年には6件発生しており、過去5年間の発生件数の平均を上回った。これらは全て平成18年末に発生が急増したノロウイルスによる食中毒であり、原因施設は仕出屋及び給食等の大量調理施設であった。今後は、特に食品の衛生的な取扱いについての普及啓発等を強化し、大規模食中毒の発生件数を未然に防止することが必要である。</p> <p>モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。</p> <p>ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成18年度には9品目の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。</p> <p>健康食品等に関する健康被害の防止については、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるものであるが、現段階では、個別目標における目標も達成されており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。</p> <p>平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を平成22年度までに60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するためには、国民との意見交換や国民に対する情報提供をこれまで以上に幅広く、効果的且つ継続的に行っていく必要がある。平成15年度から開始した意見交換会は、開催回数、参加人数とも年々増えており、テーマも幅広く開催しており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p style="padding-left: 20px;">施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	大規模食中毒の発生件数(単位: 件) (過去5年の発生件数の平均と同 水準以下/毎年度)	6	2	0	2	6
2	モニタリング検査達成率(単位: %) (100%/毎年度)	117	104	103	102	102
3	ポジティブリスト制度(農薬等が 一定の量を超えて残留する食品等 の販売等を原則として禁止する制 度)の導入に伴い新たに残留基準 を設定した農薬等のうち、基準の 見直しを行った農薬等の数(単位 :品目数) (ポジティブリスト制度の導入に 伴い新たに残留基準を設定した農 薬等のすべて/-)	-	-	-	-	9
4	健康食品等に関する健康被害報告 数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水 準以下/毎年度)	193	89	45	39	15
5	食品の安全性に関する基礎的な知 識を持っている国民の割合(単位 :%)(60%以上/平成22年度)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による(平成18年については速報値)。 ・ 指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 ・ 指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課の調べによる。 ・ 指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の調べによる。 ※ 指標3については、平成18年5月29日に制度が施行したため、平成17年度までの集計はない。 ※ 指標5については、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたところである。現在のところ調査は行っていないが、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局監督課

施策名	法定労働条件の確保・改善を図ること		政策体系上の位置付け																																												
	(Ⅲ-1-1)		基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること																																												
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。																																														
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】																																														
	労働基準監督機関による事業場への監督指導等については、労働基準関係法令上問題が認められる事業場を対象とし、その是正を図るために実施されるものである。平成18年については、法違反が認められた事業場について、是正勧告や司法処理を実施しており、施策目標の達成に向けて継続的な取組が行われた。 また、最低賃金制度の周知広報については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載することが効果的かつ効率的な方法である。平成18年については、全市町村広報誌の8割以上に掲載され目標を上回った。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																														
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																														
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 定期監督等の実施件数(単位：件) (一)</td> <td>131,878</td> <td>121,031</td> <td>122,793</td> <td>122,734</td> <td>118,872</td> </tr> <tr> <td>2 申告処理件数(単位：件)(一)</td> <td>43,898</td> <td>46,009</td> <td>43,423</td> <td>41,003</td> <td>40,234</td> </tr> <tr> <td>3 司法処理件数(単位：件)(一)</td> <td>1,328</td> <td>1,399</td> <td>1,339</td> <td>1,290</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)</td> <td>89.9</td> <td>84.1</td> <td>85.8</td> <td>87.3</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)							H14	H15	H16	H17	H18	1 定期監督等の実施件数(単位：件) (一)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872	2 申告処理件数(単位：件)(一)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234	3 司法処理件数(単位：件)(一)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219	4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1	5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)	-	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																															
	H14	H15	H16	H17	H18																																										
1 定期監督等の実施件数(単位：件) (一)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872																																										
2 申告処理件数(単位：件)(一)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234																																										
3 司法処理件数(単位：件)(一)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219																																										
4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1																																										
5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)	-	-	-	-	-																																										
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。 ・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。 ・指標3は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。 ・指標4は、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。 ・指標5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。																																															
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直しを行う。」																																												

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名: 労働基準局安全衛生部
労働基準局監督課

評価実施時期: 平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p> <p>(Ⅲ-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p>																																														
<p>施策の概要</p>	<p>第10次の労働災害防止計画に基づき、製造業、建設業をはじめとした業種別の労働災害防止対策、交通労働災害、機械災害などの特定災害の防止対策を重点対象と位置付け、強力に推進するとともに、職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策等、労働者の健康確保対策を推進する。また、事業場の自主的な安全衛生活動を促進する施策として、事業場における危険性又は有害性等の調査等の措置（リスクアセスメント）の実施促進等に取り組む。</p>																																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移している。(死亡者数は、平成18年は1500人を下回り、現状のまま推移すれば、計画の最終年度(平成19年度)の目標達成が見込まれる状況。また、休業4日以上死傷者数は、平成18年は対前年比1,024人増となっているが、その原因として安全衛生管理が低調となっていること等が考えられることから、労働安全衛生法令の遵守の徹底、安全衛生管理体制・活動の確立・充実、リスクアセスメントの実施促進等について指導の徹底を図っているところ。)</p> <p>定期監督等については、重点課題を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われた。</p> <p>以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1232 1418 1926"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))</td> <td>1,658</td> <td>1,628</td> <td>1,620</td> <td>1,514</td> <td>1,472</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))</td> <td>133,598</td> <td>125,750</td> <td>122,804</td> <td>120,354</td> <td>121,378</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)</td> <td>131,878</td> <td>121,031</td> <td>122,793</td> <td>122,734</td> <td>118,872</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 指標3は、労働基準局監督課の調べによる。 指標4及び5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472	2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378	3	定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872	4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)	-	-	-	-	-	5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																										
1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472																																										
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378																																										
3	定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872																																										
4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)	-	-	-	-	-																																										
5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-																																										

関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

<p>施策名</p>	<p>労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること</p> <p>(Ⅲ-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>																																																																																																																											
<p>施策の概要</p>	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>																																																																																																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>適正な保険料率を設定することによって、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進され、保険収支（保険料収納済額に対する保険給付額の割合）が改善しているものであり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="391 1030 1452 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>保険料収納済額(単位：百万円) (一)</td> <td>1,218,545</td> <td>1,040,725</td> <td>1,044,239</td> <td>1,051,359</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険料給付費等(単位：百万円) (一)</td> <td>918,473</td> <td>909,619</td> <td>896,509</td> <td>890,760</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働福祉事業費(単位：百万円) (一)</td> <td>129,829</td> <td>128,545</td> <td>85,887</td> <td>82,908</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平均保険料率(単位：厘)(一)</td> <td>8.3</td> <td>7.3</td> <td>7.2</td> <td>7.1</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>療養(補償)給付件数(単位：件) (一)</td> <td>3,008,259</td> <td>3,091,723</td> <td>3,129,054</td> <td>3,155,612</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>休業(補償)給付件数(単位：件) (一)</td> <td>679,010</td> <td>674,337</td> <td>660,941</td> <td>656,083</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>75,424</td> <td>72,737</td> <td>71,223</td> <td>68,651</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>570,432</td> <td>573,599</td> <td>575,335</td> <td>575,292</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>25,237</td> <td>24,543</td> <td>23,776</td> <td>23,387</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>649,139</td> <td>655,642</td> <td>660,814</td> <td>666,201</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>790</td> <td>757</td> <td>770</td> <td>759</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>3,239</td> <td>3,399</td> <td>3,322</td> <td>3,444</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>43,841</td> <td>45,109</td> <td>45,587</td> <td>45,871</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>10,633</td> <td>12,606</td> <td>15,687</td> <td>16,518</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～4は、労働基準局労災補償部の調べによる。 指標5～14は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 備考：平均保険料率 当該年度の保険料収納済額を同年度の賃金総額を除いたもので、全業種の平均保険料率を示している。 <table border="1" data-bbox="391 1904 1452 1982"> <thead> <tr> <th colspan="2">参考指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)</td> <td>578,229</td> <td>593,992</td> <td>603,484</td> <td>608,030</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考指標1は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	保険料収納済額(単位：百万円) (一)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中	2	保険料給付費等(単位：百万円) (一)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中	3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中	4	平均保険料率(単位：厘)(一)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中	5	療養(補償)給付件数(単位：件) (一)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中	6	休業(補償)給付件数(単位：件) (一)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中	7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中	8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中	9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中	10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中	11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	790	757	770	759	集計中	12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中	13	介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中	14	二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中	参考指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	保険料収納済額(単位：百万円) (一)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中																																																																																																																							
2	保険料給付費等(単位：百万円) (一)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中																																																																																																																							
3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中																																																																																																																							
4	平均保険料率(単位：厘)(一)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中																																																																																																																							
5	療養(補償)給付件数(単位：件) (一)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中																																																																																																																							
6	休業(補償)給付件数(単位：件) (一)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中																																																																																																																							
7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中																																																																																																																							
8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中																																																																																																																							
9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中																																																																																																																							
10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中																																																																																																																							
11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	790	757	770	759	集計中																																																																																																																							
12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中																																																																																																																							
13	介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中																																																																																																																							
14	二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中																																																																																																																							
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中																																																																																																																							

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

施策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること (Ⅲ-4-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 勤労者生活の充実を図ること																		
施策の概要	労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものに改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いた取組を推進する。																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援を行うとともに仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること等により、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は平成17年以降減少しており、平成18年は10.8%と目標を達成したと評価できる。</p> <p>しかし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標を達成した</p> <p>※ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) </td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td> 1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) </td> <td style="text-align: center;">12.1</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td style="text-align: center;">10.8</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。 </td> </tr> </table>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18	1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18															
1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8															
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	年月日 平成19年1月26日	記載事項(抜粋) 働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進																	

平成 19 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 19 年 8 月

担当部局名：大臣官房地方課労働紛争処理業務室

施策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること <div style="text-align: right;">(Ⅲ-7-1)</div>	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること																														
施策の概要	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。</p> <p>① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。</p> <p>助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th style="text-align: center;">H14</th> <th style="text-align: center;">H15</th> <th style="text-align: center;">H16</th> <th style="text-align: center;">H17</th> <th style="text-align: center;">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">103,194</td> <td style="text-align: center;">140,822</td> <td style="text-align: center;">160,166</td> <td style="text-align: center;">176,429</td> <td style="text-align: center;">187,614</td> </tr> <tr> <td>2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">2,332</td> <td style="text-align: center;">4,377</td> <td style="text-align: center;">5,287</td> <td style="text-align: center;">6,369</td> <td style="text-align: center;">5,761</td> </tr> <tr> <td>3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">3,036</td> <td style="text-align: center;">5,352</td> <td style="text-align: center;">6,014</td> <td style="text-align: center;">6,888</td> <td style="text-align: center;">6,924</td> </tr> <tr> <td>4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)</td> <td style="text-align: center;">76、61</td> <td style="text-align: center;">90、64</td> <td style="text-align: center;">94、67</td> <td style="text-align: center;">95、64</td> <td style="text-align: center;">93、67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標 1～4 は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。 ・指標 4 は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間 1 か月以内のもの割合 (パーセント) を示すもの。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18	1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614	2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18																											
1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614																											
2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761																											
3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924																											
4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局首席職業指導官室
 (個別目標1, 2, 3)
 職業安定局需給調整事業課
 (個別目標4, 5)

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>(IV-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進</p> <p>○目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>○目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>(3) 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>目的等 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。

これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。

労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度)	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4
2	雇用保険受給資格者の早期再就職 割合 (%) (16%以上/平成18年度)	—	—	13.6	14.0	15.1
3	職業安定法第5条の3 (労働条件 等の明示) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	9.3	8.9
4	職業安定法第32条の15 (帳簿の備 付け) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	—	10.7	10.3
5	労働者派遣法第34条 (就業条件等 の明示) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少 /平成18年度)	—	—	27.5	30.0	25.0
6	労働者派遣法第35条 (派遣先へ の通知) の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減 少/平成18年度)	—	—	20.1	18.5	15.2
7	しごと情報ネットの利用者がこれ を通じて求人情報に応募するなど 具体的行動を起こした割合 (%) (35%/平成18年度)	—	—	—	—	35.7
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に 対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、 求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。 ・ 雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格 決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した 者の割合であり、平成16年度から集計を開始。						
②指標3～6 資料出所：職業安定局調べによる。						
③指標7 資料出所： 「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター) 備考： ・ インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 担当部局名：職業安定局雇用開発課
 （個別目標1, 2, 3, 4, 5）
 職業安定局地域雇用対策室
 （個別目標6, 7, 8）
 職業安定局建設・港湾対策室（個別目標9, 10）
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室
 （個別目標11, 12）
 職業安定局需給調整事業課（個別目標13）

評価実施時期：平成19年8月

施策名	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること (IV-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
施策の概要	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>○目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>○目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>○目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>○目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
 受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成18年度実績は目標を上回っている。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
 雇用調整助成金に関する指標3及び指標4、(財)産業雇用安定センターに関する指標6について、実績はいずれも目標を上回っている。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
 地域雇用開発促進助成金に関する指標7及び指標9、地域提案型雇用創造促進事業に係る指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
 就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均雇用労働者数(人) (2人以上/平成18年度)	-	-	-	2.4	2.3
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成18年度)	-	-	-	97.0	97.5
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成18年度)	-	-	-	-	25.0
3	雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合(%) (非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下/平成18年度)	0.72 (4.34)	3.37 (3.54)	-	-	-
4	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成18年度)	-	3.54	-	-	-
5	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成18年度)	31.3	28.3	33.6	34.4	未集計
6	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (40%以上/平成18年度)	32	39	40	40	46

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

7	地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	121.2 (0.7)	157.8 (0.8)
8	地域提案型雇用創造促進事業利用求職者等の就職件数（件） （地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成18年度）	-	-	-	8,155 (7,214)	9,663 (8,329)
9	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	29.3 (0.9)	29.0 (3.5)
10	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（%） （60%以上／平成18年度）	-	-	-	-	98.4
11	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあつせんを行うことによる派遣成立の割合（%） （80%以上／平成18年度）	89.3	92.7	89.9	90.9	92.5
12	林業就業支援事業修了者の就職率（%） （63%以上／平成18年度）	-	-	-	63	67
13	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あつせん割合（%） （35%以上／平成18年度）	-	-	33	35	33
14	介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（%） （80%以上／平成18年度）	-	-	-	-	97.4

（調査名・資料出所、備考）

①指標1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。

②指標2

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

③指標 3 及び 4

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・指標 1 の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
- ・平成 19 年度においては、
 - ①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
 - ②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の 10% 以下であること
 を目指すこととしている。

④指標 5

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：平成 18 年度の数值は年度終了後 3 か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。

⑤指標 6

資料出所：(財) 産業雇用安定センターの調べによる。

備考：平成 19 年度においては、出向・移籍の成立率 43% 以上を目指すこととしている。

⑥指標 7

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成 17 年度より評価指標とした。

⑦指標 8

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については、平成 17 年度より実施している。

⑧指標 9

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成 17 年度より評価指標とした。

⑨指標 10

資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局。平成 18 年度より調査開始。）

⑩指標 11

資料出所：職業安定局調べによる。

⑪指標 12、13

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：就農等支援コーナーは、平成 15 年 7 月より運用。

⑫指標 14

資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局の調べによる。）

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3)
 職業安定局高齢・障害者雇用対策部
 障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6)
 職業安定局若年者雇用対策室
 (個別目標7, 8, 9)
 職業安定局外国人雇用対策課
 (個別目標10, 11)
 職業安定局雇用開発課(個別目標12)

評価実施時期：平成19年8月

施策名	高年齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	政策体系上の位置付け
施策の概要	<p>(IV-3-1)</p> <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 ○目的等： 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進 ○目的等： 障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進 ○目的等： 若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>

(4) 外国人の雇用の安定・促進

○目的等：

外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

○目的等：

i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

平成18年度から改正高齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」とう。）を講じることが事業主に義務づけられた（義務対象年齢は段階的に引上げられる）。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数（平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上）」の達成に向け着実な進展があったと評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人（速報値）の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成に向け進展していると評価できる。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合(1.6%)が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下(3.7%)となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。

さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業者数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。

また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方針対象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。

このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	65歳以上定年企業等の割合(%) (42%以上/平成20年度)	-	-	-	-	33.0
	300人以上規模のうち65歳以上の 高年齢者雇用確保措置を講じる 企業割合(%) (45%以上/平成19年度)	-	-	-	41.3	67.2
2	障害者の就職件数(人) (平成18年度から平成22年度ま での5年間で22万人以上)	28,354	32,885	35,871	38,882	43,987
3	フリーター数(人) (ピーク時(平成15(2003)年 の8割に減少/平成22(2010) 年)	208	217	214	201	187
4	日系人雇用サービスセンターに おける就職率(%) (18%以上/平成18年度)	-	-	-	-	17.9
5	一般外国人(留学生を除く外国 人)の就職率(%) (24%以上/平成18年度)	-	-	-	-	23.4
6	留学生の就職人数(人) (300人以上/平成18年度)	-	-	-	-	338
7	特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 (%) (当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 18年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	-	-	-
8	生活保護受給者等就労支援事業 における支援開始者数に占める 就職者数の割合(%) (40%以上/平成18年度)	-	-	-	41.4 (3,083) (7,455)	60.8 (6,190) (10,181)

9	ホームレス就業支援事業における就業者数（人） （450人以上／平成18年度）	-	-	-	426	908
10	当該年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合 （35%以上／平成18年度）	-	6.7	37.2	31.4	48.5

（調査名、資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用状況報告（平成18年6月1日の状況）から把握。
- ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。
- ・平成17年度の割合（41.3%）は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度の割合（67.2%）は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。

③指標 3

資料出所：総務省「労働力調査（詳細結果）」による。

④指標 4～6

資料出所：職業安定局調べによる。

⑤指標 7

備考：

- ・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

⑥指標 8

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数である。

⑦指標 9

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。

⑧指標 10

資料出所：

- ・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「各府省による障害者の受け入れ実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。」
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。」

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

施策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること (V-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																				
施策の概要	○ 目的等： ① 若年者等に対する職業キャリア支援を講ずるため、フリーター等若者に対し、「日本版デュアルシステム」により実践的な職業能力を付与する。また、ニート等の働く自信をなくした若者については、「若者自立塾創出推進事業」や「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」により、職業的自立支援を行う。 ② さらに、若者を中心として、「私のしごと館」運営事業により、学校等のみで一括して提供することが難しい、多様な職業体験、体系的な職業情報や職業適性検査等をワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。 ③ 創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面から支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。 ④ 特に人材育成に困難を抱える中小企業等に対しては、グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を実施する。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 平成18年度においては、若年者の就職環境について、依然として厳しい状況が続く中で、引き続きフリーター等若年者に対して、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを推進し、一定の成果を上げたところであり、施策目標の達成に向けて進展があったと言える。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">68.8</td> <td style="text-align: center;">71.9</td> <td style="text-align: center;">75.5</td> </tr> </table> (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定。 ・指標については公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率である。		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																						
		H14	H15	H16	H17	H18																
1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																			

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局能力開発課

施策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと (V-2-2)	政策体系上の位置付け 基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと 施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援を行うこと																				
施策の概要	○ 目的等： ① 障害者への支援を図ること 障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。 ② 母子家庭の母等への支援を行うこと 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 障害者職業能力開発校の修了者の就職率については、目標を上回る水準を維持しており、福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td> 障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度) </td> <td style="text-align: center;">57.1</td> <td style="text-align: center;">63.3</td> <td style="text-align: center;">68.7</td> <td style="text-align: center;">68.5</td> <td style="text-align: center;">61.0</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。 ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5	61.0
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																						
		H14	H15	H16	H17	H18																
1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5	61.0																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																			

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
職業家庭両立課
短時間・在宅労働課

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>(VI-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 女性雇用者数は増加傾向にあり、近年、役職者に占める女性の割合はテンポは緩やかであるものの上昇し、平成18年度においては、役職者に占める女性の割合を前年以上とする指標を達成していることから、女性労働者がその能力を発揮できる環境が整備されつつある。 育児休業取得率について平成16年度と平成17年度を比較すると、男性は横ばいであるが、女性は平成16年度が70.6%、平成17年度が72.3%と前年より増加している。 就業規則に小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合は、平成16年度は10.5%、平成17年度は16.3%と前年より増加している。 緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率は、平成18年度は95%と目標を上回った。 再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合は、18年度は91.5%と目標を上回った。 短時間正社員制度導入の「検討を開始」した傘下企業の割合は51.3%にとどまった。これは、(社)情報サービス産業協会の調査結果が91.4%であったのに対し、川越商工会議所が33.5%であったことが原因であるが、川越商工会議所は事業実施期間が短かったため、事業終了時点では、制度導入の「検討開始」の段階まで至らなかったものと推察される。 能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合は81.7%であり、目標を上回った。本事業は、在宅就業者の能力評価、スキルアップ支援を行っており、個々人の適正に応じた支援が有効かつ効率的に成果を上げた」と評価できる。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.0	6.1	6.7	6.7	7.3
2	育児休業取得率 (単位:%) (前年以上/毎年)	男性 0.33 女性 64.0	男性 0.44 女性 73.1	男性 0.56 女性 70.6	男性 0.50 女性 72.3	集計中
3	小学校就学の始期までの勤務時間 短縮等の措置を規定している事業 所の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	9.6	10.2	10.5	16.3	集計中
4	緊急サポートネットワーク事業の 事業利用者の継続就業率 (単位:%) (85%以上/平成18年度)	-	-	-	-	95
5	再就職希望者支援事業の登録後1 年以内に具体的な求職活動を始め る人の割合 (単位:%) (70%以上/平成18年度)	-	-	-	-	91.5
6	短時間労働者雇用管理改善等助成 金の支給を受けた事業所のうち、 支給1年後において支給対象とな った制度が継続して運用され、か つ適用される者がいる割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	集計中
7	公正かつ多様な働き方導入推進事 業の委託事業実施団体の傘下企業 のうち、本事業への参加をきっか けにして、公正な処遇が確保され た短時間正社員制度導入の検討を 開始したものの割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	51.3
8	能力開発システム修了後最終診断 を受けた者のうち、再就業(登録 を含む)・再就職をした者の割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	81.7
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 ・指標2及び3は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「女性雇用管理基本調 査」による。平成14年度、平成16年度及び平成17年度は5人以上規模事業所 調査、平成15年度は30人以上規模企業調査。平成18年度の数値は、現在集計 中である。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課が事業終了後に実施した、緊急サ ポートネットワーク事業の利用者に対する調査により把握する。平成17年度より 開始した事業であるが、平成18年度に新たに設定した指標であるため、平成14 ～平成17の欄への記載はなし。 ・指標5は、(財)21世紀職業財団が平成18年に実施した、再就職希望者支援事 業の登録者に対するアンケート調査により把握する。平成18年度から当該実績を 把握しているため、平成14～平成17の欄への記載はなし。 ・指標6は、助成金支給1年後に事業所に対して、指定法人である短時間労働援助セ ンターが実施する調査により把握する。平成18年の数値は、平成20年4月に確 定値を公表予定である。 ・指標7は、公正かつ多様な働き方導入推進事業終了後、傘下企業に対して実施した 成果調査による。 ・指標8は、在宅就業者支援事業が終了して2か月後に当該事業参加者に対して(社) 社会経済生産性本部が実施するアンケート調査により把握する。 ・指標6～8は、各事業が平成18年度に新たに開始したため、平成14～平成17の 欄への記載はなし。 						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	女性雇用者数 (単位:上段は万人、下段は%)	2,161 (40.5)	2,177 (40.8)	2,203 (41.1)	2,229 (41.3)	2,277 (41.6)
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標1は、総務省統計局の「労働力調査」による。()は、雇用者総数に占 める女性の割合である。 						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「パートタイム労働法の改正により、仕事に応じて正社員と均衡のとれた待遇が得られるようにするとともに、正規雇用への転換も促進します。」

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局

総務課少子化対策企画室

評価実施時期：平成19年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること (VI-2-1)	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策の概要	<p>地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。</p> <p>また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライト）事業は、実施か所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>（※太字部分は、重点評価課題該当部分）</p> <p>（評価結果の分類） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	—	—	96	400	451
2	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度)	—	—	—	—	—
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度)	262	301	344	437	480
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度)	—	355	364	481	643
5	夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度)	—	107	134	270	524
6	延長保育実施か所数(単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度)	351	445	496	598	集計中
8	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。
- ・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は民立保育所のみとなる。
- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、(中略)子育て支援など独自のプロジェクトを考え、(中略)支援します」、「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		政策体系上の位置付け																														
	(VI-2-2)		<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p>																														
施策の概要	<p>次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として（児童手当法第29条の2）、以下のような必要なサービスを提供する。</p> <p>①放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保（放課後児童クラブの設置促進）</p> <p>②放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保（児童館等の児童厚生施設の設置促進）</p> <p>③中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保（児童ふれあい交流の促進）</p>																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童の健全育成及び資質の向上については、平成14年から平成18年にかけて、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき各種事業の推進を図ってきたところである。放課後児童クラブの設置については、平成14年からの5年間で、年間600～700か所以上増加が図られ、また、児童館の設置についても同5年間で100か所以上の増加が図られている。また、運営についても地域の実情に応じ民間活力を生かした事業を展開しており、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が行われていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)</td> <td>12,782</td> <td>13,698</td> <td>14,457</td> <td>15,184</td> <td>15,857</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)</td> <td>4,611</td> <td>4,673</td> <td>4,693</td> <td>4,716</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ（各年5月1日現在）による。数値は実績数である。 ・指標2は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。平成18年度の数値は、平成19年12月に確定値を公表予定である。 ・指標3については「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857	2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中	3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—
	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																										
1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857																											
2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中																											
3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。」																														

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

施策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		政策体系上の位置付け																																	
	(VI-2-3)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																																	
施策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する（児童福祉法第24条、第56条の7等）。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 保育所への受入児童数の増加に伴い、待機児童数については、平成15年以降3年連続で減少し、平成18年に初めて2万人を下回ったところである。 これは、保育所の受入児童数の拡大を図るために保育所の整備を推進し、それに伴い必要となる経費を助成してきたこと等の成果であると判断される。よって、施策目標達成に向けて進展していると評価できる。 （※太字部分は、重点評価課題該当部分） （評価結果の分類） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																			
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																			
	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)</td> <td>25,447</td> <td>26,383</td> <td>24,245</td> <td>23,338</td> <td>19,794</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。 </td> </tr> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794	(調査名・資料出所、備考)						・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。				
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																				
		H14	H15	H16	H17	H18																														
1	待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	25,447	26,383	24,245	23,338	19,794																														
(調査名・資料出所、備考)																																				
・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																	
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」																																	

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	子育て家庭の生活の安定を図ること		政策体系上の位置付け																
	(VI-2-4)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																
施策の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																		
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>児童手当支給件数(単位:万件) (一)</td> <td>688</td> <td>693</td> <td>964</td> <td>960</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数値は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	児童手当支給件数(単位:万件) (一)	688	693	964	960
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18													
1	児童手当支給件数(単位:万件) (一)	688	693	964	960	集計中													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する手当を倍増し、一律1万円とします。」																

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p> <p>(VI-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)
2	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位:自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)	—	—	—	43 (70.5)	64 (100)
3	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所以上/平成21年度)	26	40	280	375	412
4	婦人相談員の設置数 (単位:か所) (前年度以上/毎年度)	805	840	866	904	915
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14～16の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること</p> <p>(VI-5-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること</p>																																
<p>施策の概要</p>	<p>母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。</p>																																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価できる。いずれもの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="375 1176 1444 1668"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>58</td> <td>80</td> <td>83</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>158</td> <td>327</td> <td>439</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>253</td> <td>574</td> <td>709</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数値は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・指標3の平成18年度の数値は、平成19年度中に確定する予定である。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94	2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620	3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																												
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94																												
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620																												
3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日 平成19年1月26日</p>	<p>記載事項(抜粋) 「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます。」</p>																															

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

施策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること (VII-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること																															
施策の概要	より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生の実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 介護福祉士・社会福祉士の養成及び定着促進、福祉サービスの質の向上及び利用者保護に資する取り組み等を推進した結果、介護業務に従事する者のうち介護福祉士有資格者割合及び第三者評価受審件数は着実に増加しており、相談業務に従事する者のうち社会福祉士有資格者割合については、平成15年度と平成17年度では、指標の対象とする相談業務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注視する必要があるものの、総体的には、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">35.5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">37.2</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">12.5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">11.1</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">833</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」(大臣官房統計情報部調べ)及び「介護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。 ・指標1及び2は、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。 ・指標1及び2は、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年1月を目途に公表予定。 ・指標2は、基となる統計の集計方法を変更したため、平成15年度と平成17年度では、対象とする「社会福祉施設等で相談業務に従事する者」の範囲が異なる。具体的には、平成15年度においては、施設長、生活指導員及び医療ソーシャルワーカーとし、平成17年度においては、施設長、生活指導員、生活支援員、職業指導員、作業指導員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員としている。 ・指標3は、全国社会福祉協議会調べによる。なお、本指標は、平成16年5月7日付けで発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものである。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	35.5	-	37.2	集計中	2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	12.5	-	11.1	集計中	3	第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)	-	-	60	320	833
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																											
1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	35.5	-	37.2	集計中																											
2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	12.5	-	11.1	集計中																											
3	第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)	-	-	60	320	833																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局援護課

施策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと (VII-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																												
施策の概要	国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施しており、また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>援護年金受給者数(単位：人) (-)</td> <td style="text-align: center;">34,331</td> <td style="text-align: center;">31,313</td> <td style="text-align: center;">28,590</td> <td style="text-align: center;">26,035</td> <td style="text-align: center;">23,781</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)</td> <td style="text-align: center;">61,750</td> <td style="text-align: center;">56,610</td> <td style="text-align: center;">51,692</td> <td style="text-align: center;">46,956</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。 ・指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(大臣官房統計情報部社会統計課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年9月に公表予定。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)									H14	H15	H16	H17	H18	1	援護年金受給者数(単位：人) (-)	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781	2	戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)	61,750	56,610	51,692	46,956	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																														
		H14	H15	H16	H17	H18																								
1	援護年金受給者数(単位：人) (-)	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781																								
2	戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)	61,750	56,610	51,692	46,956	集計中																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																											

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名:社会・援護局援護企画課中国孤児等
対策室

評価実施時期:平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること</p> <p>(VII-3-3)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること</p>																																				
<p>施策の概要</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。</p>																																					
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="379 1010 1270 1323"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="379 1010 1270 1059"> <p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>34</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)</td> <td>10,285</td> <td>7,995</td> <td>5,576</td> <td>4,615</td> <td>4,847</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="379 1205 1270 1301"> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによるものであり、中国残留邦人及び樺太残留邦人の世帯数の合計である。 指標2は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによる。 </td> </tr> </table>					<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p>								H14	H15	H16	H17	H18	1	中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)	40	44	45	34	30	2	自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)	10,285	7,995	5,576	4,615	4,847	<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによるものであり、中国残留邦人及び樺太残留邦人の世帯数の合計である。 指標2は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによる。 					
<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p>																																						
		H14	H15	H16	H17	H18																																
1	中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)	40	44	45	34	30																																
2	自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)	10,285	7,995	5,576	4,615	4,847																																
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによるものであり、中国残留邦人及び樺太残留邦人の世帯数の合計である。 指標2は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによる。 																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																			

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部企画課

施策名	政策体系上の位置付け																																							
	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること (Ⅷ-1-1)																																							
施策の概要	障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																							
	(施策目標の評価) 障害者自立支援法の制定により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのとは不可能であるが、現行制度に準じた指標を参考にすると、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に浸透している。 また、法施行に当たって様々な意見が存在することを踏まえ、総額1,200億円規模の特別対策を実施しているところであるが、そのうち利用者負担の更なる軽減策として、負担感が大きいとされる通所・在宅サービス利用者の月額負担上限を4分の1にする等の対策を講じ、障害者自立支援法の着実な定着を図っている。 以上を踏まえると、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)																																							
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																							
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)</td> <td>1.9</td> <td>2.4</td> <td>2.8</td> <td>3.4</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)</td> <td>4.3</td> <td>5.4</td> <td>8.6</td> <td>11.1</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)</td> <td>-</td> <td>0.2</td> <td>-</td> <td>0.2</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>								H14	H15	H16	H17	H18	1	グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中	2	訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中	3	日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中	4	一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)	-	0.2	-	0.2	集計中
		H14	H15	H16	H17	H18																																		
1	グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中																																		
2	訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中																																		
3	日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中																																		
4	一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)	-	0.2	-	0.2	集計中																																		
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「グループホーム」の各年度の数値である。 ・指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15～17年度は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「ホームヘルパー」の各年度の数値、平成14年度は、「障害者プラン関係保健福祉施策実施状況調」(同課調べ)の「ホームヘルパー(専任)」の数値である。 ・指標3は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「日中活動サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 ・指標4は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15年度は、「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)の数値であり、平成14、16及び17年度は数値を把握していないが、平成17年度については平成15年度の数値に基づく推計値を記載している。																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																					
	第166回国会 安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	障害者自立支援法の運用に当たり、きめ細かな負担の軽減など、必要な措置を講ずる																																					

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：年金局総務課

施策名	公的年金制度の持続可能性を確保すること (IX-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																																																																	
施策の概要	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。																																																																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。</p> <p>このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、3分の1から2分の1へ引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。この道筋に沿って、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成19年法律第27号)により、平成19年度以降の基礎年金国庫負担割合は、平成18年度から約0.7%引き上げ、約36.5%としたところである。</p> <p>平成16年年金制度改正後の課題として、被用者年金制度の一元化については、制度の安定性・公平性を確保するため、公務員や私学教職員等を厚生年金に加入することとし、「同一保険料・同一給付」を実現する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされたところである。パート労働者に対する厚生年金適用についても、同法律案において、「正社員に近い」パート労働者への適用拡大を図っている。</p> <p>また、財政再計算との乖離状況については、平成18年度の数値は集計中であるが、平成15～17年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったチェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ、社会保障協定の締結に向けて、平成18年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成するとともに、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望が強かったオーストラリアとの間で、平成18年度中に当該協定を締結(署名)するなどの成果があったと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="text-align: left;">財政再計算との乖離状況(積立金) (単位：兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">・厚生年金 実績</td> <td style="text-align: center;">174.1</td> <td style="text-align: center;">174.6</td> <td style="text-align: center;">171.1</td> <td style="text-align: center;">174.2</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">財政再計算結果</td> <td style="text-align: center;">184.9</td> <td style="text-align: center;">171.3</td> <td style="text-align: center;">167.5</td> <td style="text-align: center;">163.9</td> <td style="text-align: center;">160.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">・国民年金 実績</td> <td style="text-align: center;">11.4</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td style="text-align: center;">12.0</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left;">財政再計算結果</td> <td style="text-align: center;">12.5</td> <td style="text-align: center;">11.3</td> <td style="text-align: center;">11.0</td> <td style="text-align: center;">10.8</td> <td style="text-align: center;">10.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="text-align: left;">マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">財政再計算結果</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">3</td> <td style="text-align: left;">当局間協議新規開始国数(単位：件) (1カ国以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位：兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)						・厚生年金 実績	174.1	174.6	171.1	174.2	集計中	財政再計算結果	184.9	171.3	167.5	163.9	160.8	・国民年金 実績	11.4	11.7	11.7	12.0	集計中		財政再計算結果	12.5	11.3	11.0	10.8	10.6	2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度)						実績	-	-	-	0.0	0.0	財政再計算結果	-	-	-	0.0	0.0	3	当局間協議新規開始国数(単位：件) (1カ国以上/毎年度)	0	2	1	0	3
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																																													
1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位：兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)																																																																		
	・厚生年金 実績	174.1	174.6	171.1	174.2	集計中																																																													
	財政再計算結果	184.9	171.3	167.5	163.9	160.8																																																													
	・国民年金 実績	11.4	11.7	11.7	12.0	集計中																																																													
	財政再計算結果	12.5	11.3	11.0	10.8	10.6																																																													
2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度)																																																																		
	実績	-	-	-	0.0	0.0																																																													
	財政再計算結果	-	-	-	0.0	0.0																																																													
3	当局間協議新規開始国数(単位：件) (1カ国以上/毎年度)	0	2	1	0	3																																																													

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、年金局数理課調べによるものであり、「実績」は、財政再計算と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。平成18年度の数値は集計中であり、平成20年6月頃に公表予定。なお、平成17年度については、年金資金運用基金及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。また、「財政再計算結果」は、平成14年度は平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。
- ・指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものであり、マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。なお、平成18年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったとされている。
- ・指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。
平成15年度 カナダ、オーストラリア
平成16年度 オランダ
平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：老健局老人保健課

施策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいがづくり及び社会参加を推進すること (IX-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいがづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること																											
施策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (施策目標の評価)</p> <p>平成18年4月に介護保険制度改革が行われ、予防重視型システムの確立が目指された。要支援者に対する予防給付については、予防の考え方を重視し、サービス内容等を見直し、要支援・要介護状態になる可能性の高い方(特定高齢者)に対しては、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム等の介護予防特定高齢者施策を提供することとした。また、すべての高齢者に対して、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発等を図ることとした。</p> <p>平成18年度は制度改革後の初年度であるため、まずは体制整備が重要であり、介護予防に関するサービス提供が、一貫性・連続性をもって円滑に市町村で実施されるよう、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施した。また、介護予防に関する評価分析を行うための継続的評価分析等事業において、有識者会議を通してその実施方法等を検討するとともに、調査にも着手しており、改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合は、現在集計中であるものの、体制整備としては重点的に行われたと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: left;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、継続的評価分析事業の集計結果によるが、指標の分析方法等について現在検討中であり、平成20年秋に公表予定。また、継続的評価分析事業は平成18年度から実施しているものである。なお、集計結果等をまとめた報告書については、平成21年度に作成する予定。 ・指標2は、介護予防事業報告(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。また、特定高齢者の把握は平成18年度から実施しているものである。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-	2	改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																													
		H14	H15	H16	H17	H18																							
1	改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-																							
2	改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	集計中																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																										
	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	「医療や介護については、政策の重点を予防に移し」																										

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

施策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること (X I - 2 - 1)	政策体系上の位置付け																												
		基本目標 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること																												
施策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																													
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。この点、施策目標に係る指標をみると、各研究事業で評価委員会が着実に開催されていることから、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)																													
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																													
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。</td> </tr> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)	41	54	57	62	59	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。				
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																														
		H14	H15	H16	H17	H18																								
1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)	41	54	57	62	59																								
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																											

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房統計情報部

施策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること (XII-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること														
施策の概要	国民の利便性・サービスの向上を目的としてITが活用される電子政府を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続においてオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするとともに、政府全体の業務・システム最適化を図るための取組を行う。															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>オンライン利用促進については、行動計画に沿って添付書類の省略、電子署名の簡略化、電子申請利用促進週間を利用した広報普及活動、電子申請利用の手引の作成等の取組を行った結果、平成18年度の電子申請の実績等は77手続全体で1,013万件、目標利用件数に対する達成率は72%、オンライン利用率は7.4%であった。</p> <p>また、平成18年度の取組結果を受け、平成19年3月には行動計画の改訂を行い、磁気媒体届書作成プログラムが利用可能な手続の追加、大規模事業所への個別訪問による協力依頼の実施等、更なる利用促進対策を盛り込んだ。</p> <p>以上より、オンライン利用率については初年度として一定の成果を上げ、また、利用率をさらに向上させるために行動計画の改定を行ったことにより、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。 ・備考： <ol style="list-style-type: none"> ① 数値は、行動計画に記載された77手続の個別システム及び汎用受付システムの実績値である。 ② 指標1に係る事業の開始は平成18年度からのため、平成14~17欄の指標は未記入。 ③ 一部手続において暫定値を計上している。 		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)	-	-	-	-	7.4
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18										
1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)	-	-	-	-	7.4										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)													

実績評価書の見方

実績評価書

(○-○-○)

平成 年 月

評価の対象となる施策目標

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	
施策目標	
施策目標	
個別目標 1	
(主な事務事業)	
個別目標 2	
(主な事務事業)	
個別目標 3	
(主な事務事業)	
施策の概要 (目的・根拠法令等)	
主管部局・課室	
関係部局・課室	

《評価書の冒頭に政策体系を明示》
「政策評価に関する実施計画」の政策体系に定めた目標や事務事業を記載しています。

《重点評価課題の記載》
内閣総理大臣の施政方針演説で取り上げられたことと関連する評価書には、目標の欄外に「※重点評価課題」と記載しています。

2. 現状分析

--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1					
2					

(調査名・資料出所、備考)

施策目標の評価

《政策目標 (枝) 全体についての評価欄の設定》
評価の対象となっている「施策目標 (枝)」全体の評価結果を記載しています。
※「5. 評価結果の分類」参照

《施策目標 (枝) についての指標の設定》
施策目標全体を評価する指標を記載するとともに、「80%以上」「前年度以上」といった達成の水準とそれらの達成時期を記載しています。

各施策目標の下に設定している「個別目標」を記載しています。

《アウトカム・アウトプットに指標を分類》
 個別目標ごとに設定している指標をアウトカム(就職率、予防接種の摂取率など)とアウトプット(立入検査件数、講習会開催回数など)に分類して記載しています。

1. 個別目標に関する評価

個別目標 1

個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					

達成状況を把握する上で有益な指標を記載しています。

個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	
平成 年度	百万円(補助割合:[国 / 県 / 市 / 町 / 村 / 道])
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:	
事務事業名	
平成 年度	百万円(補助割合:[国 / 県 / 市 / 町 / 村 / 道])
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:	

1. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組みを続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

《評価結果分類欄の拡充》

評価指標の達成状況を各項目に分類しています。見直しの検討するものは、見直しの内容を記載しています。

2. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

評価の対象となる施策に関連する国会決議や閣議決定などを記載しています。

3. 本評価書に関連する他の実績評価書

《関連する評価書の明示》

評価の対象となる施策と密接に関連する評価書の政策体系上の施策目標などを記載しています。